

第 2 号（令和 7 年 9 月 12 日）

会 議 錄

定 例 会

（再開）

令和 7 年 9 月 井手町議会（定例会）会議録（第 2 号）

招集年月日

令和 7 年 9 月 12 日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和 7 年 9 月 12 日午前 9 時 59 分 議長 奥田俊夫

閉会 令和 7 年 9 月 12 日午前 10 時 56 分 議長 奥田俊夫

応招議員

1 番 木村 健太

2 番 谷田 健治

3 番 鎌田 隆宏

4 番 小割 直彦

5 番 田中 保美

6 番 奥田 俊夫

7 番 脇本 尚憲

8 番 谷田 利一

9 番 岡田 久雄

不応招議員

なし

出席議員

1 番 木村 健太

2 番 谷田 健治

3 番 鎌田 隆宏

4 番 小割 直彦

5 番 田中 保美

6 番 奥田 俊夫

7 番 脇本 尚憲

8 番 谷田 利一

9 番 岡田 久雄

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

4 番 小割 直彦

9 番 岡田 久雄

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 森田 肇

議会書記 新田 純平

議会書記 小谷 光幸

議会書記 横田 雄大

地方自治法第 121 条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 西島 寛道

副町長 脇本 和弘

教 育 長	中田 邦和	参 与 山之江 亨
参 与	片岡 美佳	理事兼学校教育課長事務取扱 木村 恵理
理事兼住民福祉課長事務取扱	花木 秀章	理事兼税務課長事務取扱 木田 ゆかり
理事兼こども家庭センター所長事務取扱	堀 忍	総 務 課 長 平間 克則
安心・安全推進課長	菱本 嘉昭	企 画 財 政 課 長 高江 裕之
会計管理者・会計課長兼務	岩村 恭子	保 健 医 療 課 長 中谷 誠
高齢福祉課長・ 地域包括支援センター所長兼務	坂井 幸一郎	保健センター所長 畑中 博之
建 設 課 長	辻井 祐介	産 業 環 境 課 長 奥山 英高
上 下 水 道 課 長	仁木 崇	同和・人権政策課長 西島 豊広
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	林田 夕加	社会教育課長・ 図書館長・図書館長兼務 寺井 佳孝
学校給食センター所長	梶田 篤志	企 画 財 政 課 参 事 吉岡 正博
学校 教育 課 参 事	北川 拓男	

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和 7 年 9 月 井手町議会定例会

議 事 曰 程 [第 2 号]

令和 7 年 9 月 12 日 (金) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 令和 6 年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見書並びに財政健全化審査意見書等について
- 第 3 議案第 49 号 令和 6 年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険」歳入歳出決算認定の件
- 第 4 議案第 50 号 令和 6 年度井手町水道事業会計決算認定の件
- 第 5 議案第 51 号 令和 6 年度井手町下水道事業会計決算認定の件
- 第 6 議案第 52 号 令和 6 年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 7 議案第 41 号 井手町議會議員及び井手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 8 議案第 42 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第 9 議案第 43 号 井手町立学校施設使用条例の一部を改正する条例制定の件

議事の経過

議長（奥田俊夫） 皆さん、ご参集ご苦労さまでございます。

それでは、ただいまから令和7年9月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番、小割直彦議員、9番、岡田久雄議員を指名いたします。以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席番号の方にお願いします。

次に、日程第2、令和6年度井手町各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査意見書並びに財政健全化審査意見書等について、小川代表監査委員、内容説明並びに補足されることがありましたら、発言を許します。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 小川代表監査委員。

代表監査委員（小川 均） 皆さん、おはようございます。監査委員の小川でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど議長からお話がありましたように、監査の報告、補足説明でございますけれども、本年、令和6年度の決算審査でございますけれども、今年は非常に猛暑でございました。おかげをもちまして、スムーズにいったわけでございますけれども、それはここに出席していただいております岡田議員、また、職員の皆さんの協力があって、スムーズに計画どおり進められたことを報告させていただきたいと思っております。

適正にやらせていただいたわけでございますけれども、全体的に閲覧、また聞き取りをやらせていただいた結果、適正に処理されていたことを皆様方に報告させていただきたいと思っております。

それでは、補足説明でございますけれども、文書に落としておりませんので、朗読をし、説明させていただきたいと思っております。

それでは、先に提出しております決算審査意見書に基づきまして、補足説明をさせていただきます。8月20日、21日、25日の3日間にわたりまして、決算審査を実施いたしました。審査に当たっては、町長から提出された決算書類について、計数に過誤がないか、実際の収支が収支命令に符合しているか、収支が違法でないかを検証するため、会計簿、証拠書類の照合、

事務聴取その他の審査を実施いたしました。また、財政運営が経済的、効率的かつ合理的になされているか、行政水準の向上が図れているかを主眼として考察いたしました。

結果、関係諸帳簿の決算係数はいずれも符合しており、誤りのないことを確認いたしました。また、公有財産、物品及び基金については、個々抽出により調書の計数と財産台帳、歳入歳出簿、備品台帳等を照合検査した結果、計数はいずれも正確であることを認められました。

さて、令和6年度においても第5次井手町総合計画で示す基本目標に沿い、目標達成に向けた取組がなされています。

歳入につきましては、本町は自主財源に乏しく、依然として依存財源が多く占めている状況ですが、交付税や補助金を有効に活用し、各種事業を着実に遂行されており、高く評価するところでございます。

一方、歳出におきましても、経常収支比率について非常に良好な水準を維持しており、補助金の有効活用や交付税措置のある有利な起債の活用、また、実効性のある事業を選別し、適切な進行管理を行っていたことによる結果であり、こちらについても大変評価をいたしております。

また、府内でも住民サービスが上位に位置しながら、計画的に基金を積み立て、それを有効に運用され、健全な行政運営に努められているなど、評価すべき点が随所で見受けられるところであります。なお、今後も人件費の増加やここ数年の大型事業の取組による公債費の増加が見込まれ、財政的に厳しい状況が続くと思われますが、歳入歳出両面において、中長期的な視点に立ち、実効性のある事務事業の進行管理に基づいた行財政運営により、健全財政を維持しつつ、住民サービスのさらなる向上に取り組まれることを期待いたします。監査委員の方から以上でございます。

議長（奥田俊夫） 小川代表監査委員、どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時07分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第3、議案第49号、令和6年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険」歳入歳出決算認定の件から、日程第6、議案第52号、令和6年度井手町多賀財産区特別

会計歳入歳出決算認定の件までの4件を一括議題といたします。

議案第49号、提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） それでは、議案第49号、決算認定の件についてご説明申し上げます。

令和6年度井手町一般会計歳入歳出決算書、令和6年度井手町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、令和6年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書、令和6年度井手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書、令和6年度井手町介護保険特別会計歳入歳出決算書は、監査委員の審査を経たので、別紙のとおり意見書をつけて、地方自治法第233条第3項の規定により町議会の認定に付する。

それでは、132ページをご覧ください。一般会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額62億5,424万3,516円、歳出総額58億2,476万1,733円、歳入歳出差引額4億2,948万1,783円、翌年度へ繰り越すべき財源、継続費過次繰越額ゼロ円、繰越明許費繰越額6,762万1,000円、事故繰越し繰越額ゼロ円、計6,762万1,000円、実質収支額3億6,186万783円、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額、以下、基金繰入額と申します、ゼロ円でございます。

次に、156ページをご覧ください。国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額8億7,062万1,827円、歳出総額8億2,579万6,108円、歳入歳出差引額4,482万5,719円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額4,482万5,719円。基金繰入額ゼロ円でございます。

次に、170ページをご覧ください。多賀地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額6,841万8,656円、歳出総額3,711万5,206円、歳入歳出差引額3,130万3,450円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額3,130万3,450円、基金繰入額ゼ

口円でございます。

次に、184ページをご覧ください。後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額1億4,988万2,954円、歳出総額1億4,629万2,187円、歳入歳出差引額359万767円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額359万767円、基金繰入額ゼロ円でございます。

次に、208ページをご覧ください。介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額9億6,724万5,031円、歳出総額9億5,622万7,056円、歳入歳出差引額1,101万7,975円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額1,101万7,975円、基金繰入額ゼロ円でございます。

次に、218ページをご覧ください。介護保険特別会計（サービス事業勘定）歳入歳出決算書の実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額2,740万7,921円、歳出総額702万7,859円、歳入歳出差引額2,038万62円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額2,038万62円、基金繰入額ゼロ円でございます。

次に、219ページをご覧ください。令和6年度財産に関する調書でございまして、内容につきましては、後ほどご覧おきください。

以上、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 次に、議案第50号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、議案第50号、決算認定の件についてご説明申し上げます。

令和6年度井手町水道事業会計決算書は、監査委員の審査を経たので、別紙のとおり意見書をつけて、地方公営企業法第30条第4項の規定により、町議会の認定に付する。

1ページをお開き願います。令和6年度井手町水道事業会計決算報告書であります。

1、収益的収入及び支出の収入であります。

第1款水道事業収益、当初予算額1億3,508万4,000円、合計同額です。決算額1億3,183万5,122円、予算額に比べ決算額の増減、以下、増減と申し上げます、324万8,878円の減。第1項営業収益、当初予算額1億675万6,000円、合計同額です。決算額1億386万1,231円、増減289万4,769円の減。第2項営業外収益、当初予算額2,832万7,000円、合計同額です。決算額2,797万3,891円、増減35万3,109円の減。第3項特別利益、当初予算額1,000円、合計同額です。決算額ゼロ円、増減1,000円の減であります。

次に、支出であります。

第1款水道事業費用、当初予算額1億4,379万9,000円、補正予算額44万9,000円、小計1億4,424万8,000円、合計同額です。決算額1億2,287万7,210円、不用額2,137万790円。第1項営業費用、当初予算額1億3,384万9,000円、補正予算額44万9,000円、小計1億3,429万8,000円、合計同額です。決算額1億1,656万9,794円、不用額1,772万8,206円。第2項営業外費用、当初予算額944万8,000円、小計、合計ともに同額です。決算額630万7,416円、不用額314万584円。第3項特別損失、当初予算額2,000円、小計、合計ともに同額です。決算額ゼロ円、不用額2,000円。第4項予備費、当初予算額50万円、小計、合計ともに同額です。決算額ゼロ円、不用額50万円であります。

次のページをお開き願います。2、資本的収入及び支出の収入であります。

第1款資本的収入、当初予算額600万2,000円、小計、合計ともに同額です。決算額292万2,590円、予算額に比べ、決算額の増減、以下、増減と申し上げます、307万9,410円の減。第1項企業債、当初予算額500万円、小計、合計ともに同額です。決算額ゼロ円、増減500万円の減。第2項分担金、当初予算額100万円、小計、合計ともに同額です。決算額292万2,590円、増減192万2,590円。第3項寄附金、当初予算額1,000円、小計、合計ともに同額です。決算額ゼロ円、増減1,000円の減。第4項その他資本的収入、当初予算額1,000円、小計、合計ともに同額です。決算額ゼロ円、増減1,000円の減であります。

次に、支出であります。

第1款資本的支出、当初予算額1,961万3,000円、小計同額です。地方公営企業法第26条の規定による繰越額、以下、繰越額と申し上げます、2,500万円、合計4,461万3,000円。決算額2,378万3,74円、不用額2,083万2,626円。第1項建設改良費、当初予算額1,229万9,000円、小計同額です。繰越額2,500万円、合計3,729万9,000円。決算額1,646万7,770円、不用額2,083万1,230円。第2項企業債償還金、当初予算額731万3,000円、小計、合計ともに同額です。決算額731万2,604円、不用額396円。第3項その他資本的支出、当初予算額1,000円、小計、合計ともに同額です。決算額ゼロ円、不用額1,000円であります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,085万7,784円は、当年度消費税資本的収支調整額123万1,380円及び過年度分損益勘定留保資金1,962万6,404円で補てんした。

以上、簡単でありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 次に、議案第51号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、議案第51号、決算認定の件についてご説明申し上げます。

令和6年度井手町下水道事業会計決算書は、監査委員の審査を経たので、別紙のとおり意見書をつけて、地方公営企業法第30条第4項の規定により、町議会の認定に付する。

1ページをお開き願います。令和6年度井手町下水道事業会計決算報告書であります。

収益的収入及び支出の収入であります。

第1款下水道事業収益、当初予算額3億8,833万4,000円、合計同額です。決算額4億994万9,955円、予算額に比べ決算額の増減、以下、増減と申し上げます、2,161万5,955円。第1項営業収益、当初予算額1億7,022万6,000円、合計同額です。決算額1億8,449万6,108円、増減1,427万108円。第2項営業外収益、当初予算額2億1,810万8,000円、合計同額です。決算額2億2,148万7,047円、増減337万9,047円。第3項特別利益、当初予

算額ゼロ円、合計同額です。決算額396万6,800円、増減396万6,800円であります。

次に、支出であります。

第1款水道事業費用、当初予算額3億7,991万3,000円、補正予算額1,593万7,000円、小計3億9,585万円、合計同額です。決算額3億4,835万3,648円、地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額、以下、繰越額と申し上げます、1,500万円、不用額3,249万6,352円。第1項営業費用、当初予算額3億2,715万8,000円、補正予算額1,593万7,000円、小計3億4,309万5,000円、合計同額です。決算額3億827万2,650円、繰越額1,500万円、不用額1,982万2,350円。第2項営業外費用、当初予算額4,266万6,000円、小計、合計ともに同額です。決算額2,676万2,955円、不用額1,590万3,045円。第3項特別損失、当初予算額908万9,000円、小計、合計ともに同額です。決算額1,331万8,043円、不用額422万9,043円の減。第4項予備費、当初予算額100万円、小計、合計ともに同額です。決算額ゼロ円、不用額100万円であります。

次のページをお開き願います。資本的収入及び支出の収入であります。

第1款資本的収入、当初予算額3億744万8,000円、小計同額です。地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額、以下、財源充当額と申し上げます、1億1,893万6,000円、合計4億2,638万4,000円。決算額2億5,468万6,350円、予算額に比べ、決算額の増減、以下、増減と申し上げます、1億7,169万7,650円の減。第1項企業債、当初予算額1億5,450万円、小計同額です。財源充当額7,630万円、合計2億3,080万円。決算額1億1,330万円、増減1億1,750万円の減。第2項他会計負担金、当初予算額6,572万8,000円、小計、合計ともに同額です。決算額6,572万8,000円、増減ゼロ円。第3項補助金、当初予算額8,650万円、小計同額です。財源充当額4,263万6,000円、合計1億2,913万6,000円。決算額7,565万8,350円、増減5,347万7,650円の減。第4項その他資本的収入、当初予算額72万円、小計、合計ともに同額です。決算額ゼロ円、増減72万円の減であります。

次に、支出であります。

第1款資本的支出、当初予算額4億1,118万5,000円、小計同額です。地方公営企業法第26条の規定による繰越額、以下、繰越額と申し上げます、1億1,900万円、合計5億3,018万5,000円。決算額3億7,686万4,838円。繰越額1億3,059万9,000円、合計同額です。不用額2,272万1,162円。第1項建設改良費、当初予算額2億3,281万6,000円、小計同額です。繰越額1億1,900万円、合計3億5,181万6,000円。決算額1億9,921万6,478円、繰越額1億3,059万9,000円、合計同額です。不用額2,200万5,22円。第2項企業債償還金、当初予算額1億7,764万9,000円、小計、合計ともに同額です。決算額1億7,764万8,360円、不用額6,40円。第3項その他資本的支出、当初予算額72万円、小計、合計ともに同額です。決算額ゼロ円、不用額72万円であります。資本的収入が資本的支出額に不足する額1億2,217万8,488円は、引継金2,973万6,860円、当年度消費税資本的収支調整額640万1,638円及び当年度分損益勘定留保資金8,603万9,990円で補てんした。

以上、簡単でありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 次に、議案第52号の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江 裕） それでは、議案第52号、決算認定の件についてご説明申し上げます。

令和6年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算書は、監査委員の審査を経たので、別紙のとおり意見書をつけて、地方自治法第233条第3項の規定により、町議会の認定に付する。

それでは、14ページをご覧ください。実質収支に関する調書であります。

区分、歳入総額229万1,760円、歳出総額194万3,009円、歳入歳出差引額34万8,751円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額34万8,751円、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ゼロ円であります。

以上、簡単でありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本4件については、監査委員の岡田久雄議員を除く8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託、本会期中に決算審査、認定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号、令和6年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険」歳入歳出決算認定の件から、議案第52号、令和6年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの4件については、岡田久雄議員を除く8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託、本会期中に決算審査、認定することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、井手町議会委員会条例第6条第4項の規定により、木村健太議員、谷田健治議員、鎌田隆宏議員、小割直彦議員、田中保美議員、奥田俊夫議員、脇本尚憲議員、谷田利一議員、以上8人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました8人の議員を決算特別委員に選任することに決定しました。

ただいま決算特別委員会の委員も決まりましたので、ここで休憩いたしたいと思います。休憩中、特別委員会を開いていただきまして、正副委員長の互選を願います。なお、その結果を報告願います。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時28分

議長（奥田俊夫） 休憩前に引き続き、再開します。

ただいま、休憩中に開会されました決算特別委員会より、正副委員長の互選結果の報告がございましたので、ご報告します。

決算特別委員会の委員長には鎌田隆宏議員、副委員長には木村健太議員と

決定いたしました。

次に、日程第7、議案第41号、井手町議会議員及び井手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） それでは、議案第41号、井手町議会議員及び井手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町議会議員及び井手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、本町において、今後実施される、井手町議会議員及び井手町長の選挙における選挙運動の公費負担について、公職選挙法施行令に準じた規定とするため、所要の改正を行うものであります。

それでは、2ページをご覧ください。

井手町議会議員及び井手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。例規ページ数660、第8条、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続の規定であります。公職選挙法施行令の一部改正に伴いまして、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価、7円73銭を8円38銭に改める条文の整備でございます。

次に、例規ページ数661、第11条、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続の規定であります。公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価541円31銭を586円88銭に改める条文の整備であります。

それでは、1ページにお戻りください。附則であります。

第1項、施行期日の規定であります。この条例は、公布の日から施行する。第2項適用区分の規定であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから議案第41号、井手町議會議員及び井手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第41号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第42号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） それでは、議案第42号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。
職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層拡充するため、所要の改正をするものであります。

それでは、5ページをご覧ください。職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）であります、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。

第17条の2、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等の規定であります、仕事と生活の両立支援の拡充に向け、出産したこと等を申し出た職員や3歳に満たない子を養育する職員に対して、出生

時両立支援制度等の情報提供でありますと、意向確認を行うことを任命権者に義務づけるため、今回新たに追加する条文の整備であります。

次のページ、6ページをご覧ください。

例規ページ数991の2、第17条の3、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等の規定及びその下ですけども、第17条の4、勤務環境の整備に関する措置の規定でありますと、先ほどの条文の新設に伴う順序の整備でございます。

それでは、次のページをご覧ください。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）でありますと、職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1011の5、第17条、部分休業をすることができない職員の規定でありますと、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律、こちら、以下、改正育児休業法と申します、こちらの施行に伴いまして、部分休業をすることができない職員から定年前再任用短時間勤務職員という職員を除くための条文の整備であります。

次に、例規ページ数1011の5、第18条、第1号部分休業の承認の規定でありますと、こちら、既存の部分休業について、育児休業法第19条第2項第1号に掲げるいわゆる1日につき2時間を超えない範囲内で取得する部分休業を第1号部分休業に改める条文の整備でございます。

次、8ページをご覧ください。

中ほどでございます。第18条の2、第2号部分休業の承認の規定でありますと、先ほどの第1号分給与に加えまして、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で1時間単位で1日の勤務時間の全部または一部についての部分休業の形態を新たに設ける条文の整備であります。

次に、その下、8ページから9ページになりますが、第18条の3、育児休業法第19号第2項に規定する条例で定める1年間の期間の規定でありますと、部分休業を請求しようとする職員があらかじめ申し出る1年の期間というものを4月1日から翌年3月31日までとするために新たに追加する条文の整備であります。

9ページです。中ほどでございますが、第18条の4、育児休業法第19条第2項第2号に規定する条例で定める時間の規定でありますと、1年につ

きまして、条例で定める時間について、非常勤職員以外の職員は 77 時間 30 分、こちら、10 日間相当になります。次に、非常勤職員は勤務時間数に 10 を乗じて得た時間とするため、新たに追加する条文の整備あります。

次に、一番下、第 18 条の 5、育児休業法第 19 条第 3 項に規定する条例で定める特別の事情の規定でありまして、部分休業の申出をした職員が条例で定める特別の事情がある場合に限り、申出の内容を変更することができるよう、特別の事情を定めるため、新たに追加する条文の整備あります。

それでは、10 ページをご覧ください。

例規ページ数 1011 の 5、第 19 条、部分休業している職員の給与の取扱いの規定でありまして、こちらにつきましては、改正育児休業法の施行に伴う条文の整備あります。

次に、例規ページ数 1011 の 6、第 20 条、部分休業の承認の取消事由の規定でありまして、部分休業の承認の取消事由について、先ほどの第 18 条の 5 でありました特別の事情により申出の変更を承認しようとするときとするための条文の整備あります。

それでは、次、11 ページをご覧ください。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第 3 条関係）でありまして、井手町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正あります。

例規ページ数 3643、第 15 条、給与の減額の規定でありまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、部分休業に関する規程について、職員の育児休業等に関する条例の改正に準じた見直しを行うための条文の整備あります。

次に、例規ページ数 3643、第 16 条の 2、育児休業の承認を受けた職員の給与の規定でありまして、こちらは文言の整備あります。

それでは、3 ページをご覧ください。

下ほどでございます。附則でございます。第 1 項、施行期日の規定であります。この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

第 2 項、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置の規定であります。

4 ページをご覧ください。第 3 項、職員の育児休業等に関する条例の一部

改正に伴う経過措置の規定であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲） 私からは、5ページと6ページに書いてあるところなんですけども、この条例の改正というのは、職場環境の改善のためにいろいろこういったことを先進的にやっていくということだと思うんですけども、その中でこの出生時両立支援制度と、この6ページにあります、上にあります、育児期両立支援制度等とありますが、この制度というのはどういった制度になるのかということがまず1点、もう1点は、この制度を活用された職員の方というのは、ここ3年でどれぐらいおられるのかをお伺いします。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 平間総務課長。

総務課長（平間克則） ただいまの出生時両立支援制度、それと育児期両立支援制度というものでありますけども、こちら、具体的に本町の制度で申しますと、この出生時両立支援制度という中には、もちろん生まれる前といいますか、というときのことになりますので、産前産後休暇でありましたり、男性職員の場合におきましても育児休暇、または配偶者の出産休暇、こういったものが両立支援制度に含まれる町の制度ということになります。

今度、育児期両立支援制度となりますと、もちろん出産されてからということになりますので、本町の制度としては育児休業であったり部分休業といった休暇制度の中でも、例えば児童手当といった手当でありますとか、共済組合制度に関する事であったり、あと職員厚生会、こういったものを利用する制度といったものがございます。

次の、活用した職員がこの3年ほどでいるのかということでございまして、なかなかこの3年ほどというところは今つかめてはないんですけども、今現在でも部分休業だったり育児休業を取得している職員はおりまして、例えば部分休業です。こちらにつきましては、本町、現時点で3名の職員が部分休業というところです。今回の制度改正前になりますので、基本的には1日2

時間を限度とした取得の方法で取得されているところでございます。

また、育児休業につきましても、令和6年度実績で申しますと、男女ともに100%の取得率ということでございます。人数的には多くはございませんが、男性も女性も取得している、そういう状況であります。

以上でございます。

議長（奥田俊夫）ほかに質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲）この制度を今回の改正では、任命権者の方が説明責任をするということを義務づけるということだということを私は理解しているんですけども、今までおそらく職員の方で、ご自分でいろいろ調べたりとかして制度を活用していたのかもしれません、今後はこういったものを上司の方から、こういう制度があるんだよということを伝えなければならないということがここにうたわれているのかなと思うんですが、具体的にこの任命権者の方から職員に対する情報提供等をどういう方法、アプローチでされるのか、また少し気になるのは出生時や出産、妊娠というとなかなかデリケートな話なので、説明する方や相談する方というのが同性であったり、そういうふうな取決めや配慮などを考えられているのかをお尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）平間総務課長。

総務課長（平間克則）今回義務づけようとしている制度の説明、方法なんですけども、こちらにつきましては、もちろん現在どういった周知方法がいいのかというのはございます。正規職員のみならず、会計年度任用職員にも影響してくる部分がございますのが、想定しておりますのは、総務課から各所属長等へのこういった制度がありますという説明のほかにも、広く会計年度任用職員にも周知するには、本町のシステムがございますけども、そういったものも含めて、皆さんができるようにさせていただくようなことで広く周知していかなければというふうに考えております。

その際には、正規職員向けと、また会計年度任用職員向けでこの仕事と生活の両立支援に向けたハンドブックというものを今作成して、もう大方完成している状況にあります。こういったものを見ていただきながら、丁寧に説明をさせていただきます。申出があれば説明をさせていただいて、具体的な

制度説明もさせていただければというふうに考えております。

同性に対する配慮。こちら、議員、そういったご意見ございましたので、本町における職員においても、男性、女性職員おりますので、その辺、そういった申出がございましたら、そのような対応はしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫）ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）谷田健治議員。

2番（谷田健治）部分休業の点がこの法律によって大きく条例も変わると思うんですが、現行の部分休業というのは2時間ですよね。ここでいう1号部分休業に当たると思うんです。2時間なんですが、井手町の場合、現行はその2時間はどういうパターンで取るようになっているのか。この法律が変わったことによって、その部分休業の条例を見てたら取り方が変わると思うんですけども、どういう取り方ができるのか。多分、改善されるんだろうというふうに考えているわけですけども、それについて説明願いたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）平間総務課長。

総務課長（平間克則）現在の既存の制度である部分休業、これはこれからも残るんですが、いわゆる第1号部分ですけども、1日2時間の範囲というところで、現在は終業前、それと終業時、そこでしか取れない。間で2時間休みますということはできない状態でございますので、今、先ほど申しました3名の職員につきましても、終業前30分であったり1時間であったり、また、最後に2時間であったり、そういった形で取得している。そういう形でしか取得できないということになります。ここから第2号の部分休業というものを新たに設けさせてもらった場合には、1日につきまして全部、1日または一部を取得できるということになりますので、ただ、単位的には1時間単位ということでございますので、例えば8時30分から5時15分までの職員でありましたら、8時半から4時半までということになります。ですので、残りの45分残ってくるわけですけども、今回、この条例の規定には、最終、先ほど申しした概ね10日相当の最後の部分で残り例えれば45分という

ことであれば、それは取っていただけるということになりますし、先ほどは終業前、終業後にくつづいてなければいけないと申しましたけれども、間で取る。この時間、1時間でまた戻ってきてという取り方ができるということになります。

以上でございます。

議長（奥田俊夫）ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）谷田健治議員。

2番（谷田健治）もう1点、3歳未満のお子さんがおられる職員、それと3歳以上、例えば小学校就学前までのお子さんがおられる方では、私の理解では、井手町よく分からないですが、取り方が多分、時間などが違うのかなというふうに感じてるんですけども、そのあたりはどうなんでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）平間総務課長。

総務課長（平間克則）3歳未満の方と就学前まで、基本的には3歳未満までの方というのは、生まれて間もないということでございますので、部分休業につきましては、3歳未満でありますてももちろん取得できますし、就学前までも取得できますので、取得の方法につきましては、職員の事情にもよるかと思いますけども、そこに何か大きな違いがあるということは特には想定してはございません。

議長（奥田俊夫）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。これから議案第42号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第42号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）挙手全員です。したがって、議案第42号は原案のとお

り可決されました。

次に、日程第9、議案第43号、井手町立学校施設使用条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 寺井社会教育課長。

社会教育課長（寺井佳孝） それでは、議案第43号、井手町立学校施設使用条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、ご説明申し上げます。

井手町立学校施設使用条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、井手町立小学校の体育館へ新たに空調設備が設置されたことに伴い、体育館利用者へ冷暖房費を徴収するための所要の改正であります。また、今回の改正に併せて、普通教室等を利用した場合の空調使用料につきましても新たに設定するため、所要の改正を行うものであります。

空調の使用料については、井手小学校と多賀小学校の空調に係るガスの使用料の見込みを基に算出したものでありますので、一定期間の実績等を見て、今後、変更することも考えております。

それでは、2ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。2ページをご覧ください。

井手町立学校施設使用条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。例規ページ数2763ページであります。第6条、使用料の規定であります、第6条第1項に次のただし書を加えるものであります。こちらについては、冷暖房の使用料を使用後の支払いとするための条文の整備であります。

次に、例規ページ数2764ページであります。別表第1、第6条第1項関係、施設使用料であります、別表第1を次のように改めるものであります。こちらについては、冷暖房の使用料徴収のための条文の整備であります。

それでは、1ページにお戻りください。附則であります。

この条例は公布の日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 脇本尚憲議員。

7番（脇本尚憲） 今回のこの条例の改正というのは、冷暖房費の費用の設定ということで、費用の根拠を聞こうと思ったんですが、根拠としてはガスの使用料などを勘案してみると大体これくらいの金額だと。その金額についても、見直しも含めて考えますということですが、その中で同じような形で、近隣の自治体でそういう使用料というのはどれぐらいの設定をされているかというのは調べられたのか、またそういった根拠や資料というのはあるのかお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 寺井社会教育課長。

社会教育課長（寺井佳孝） 近隣の使用料につきましては、周辺自治体で学校の体育館への空調設置は現在実施中であり、既に料金を設定している周辺市町村につきましては、八幡市が設置しております、機器のガスの使用料を基に算出し、体育館の空調使用料として1時間当たり800円の料金を徴収していると伺っております。また、久御山町につきましては、料金の試算を八幡市の料金を参考にしながら1時間1,000円の料金を徴収していると伺っております。

以上でございます。

議長（奥田俊夫） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。これから議案第43号、井手町立学校施設使用条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第43号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第43号は原案のとお

り可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は9月24日午前10時から会議を開きます。大変ご苦労さまでした。

散会 午前10時56分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 奥田俊夫

署名議員 谷田健治

署名議員 岡田久雄